

気仙沼市教育委員会定例会議事録

- 1 招 集 日 令和3年2月15日(月)
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出 席 者 教 育 長 小 山 淳
委 員 熊 谷 千 寿
委 員 熊 谷 清 子
委 員 菅 野 潔
委 員 熊 谷 正 子
- 4 欠 席 者 なし
- 5 説明のため出席した職員
教育部長 池 田 修
参事兼生涯学習課長 三 浦 永 司
教育総務課長 熊 谷 政 弘
学校教育課長 斎 藤 博 厚
学校教育課副参事 櫻 井 直 人
学校教育課副参事 小 松 幸 恵
- 6 委員会の書記 教育総務課課長補佐兼総務係長 村 上 明
- 7 傍 聴 人 なし
- 8 会議に付された議案
なし
- 9 会議の概要
(1) 開 会 15時
○小山教育長
只今から、2月の教育委員会定例会を開催いたします。

(2) 前回議事録の承認
○小山教育長
1月定例会の議事録を送付いたしておりますが、御意見等ございませんか。
(意見なし)

○小山教育長

それでは、これを承認するものといたします。

(3) 議事録署名委員の指名

○小山教育長

本日の議事録署名委員は、熊谷千寿委員と熊谷清子委員をお願いいたします。

(4) 議事

○小山教育長

それでは議事に入ります。

はじめに、専決処分報告について議題といたします。

専決処分報告第1号「気仙沼市面瀬地域ふれあいセンターの指定管理者の指定に対する意見について」事務局の説明を求めます。

○事務局（参事兼生涯学習課長）

議案書1ページを御覧願います。専決処分報告第1号「気仙沼市面瀬地域ふれあいセンターの指定管理者の指定に対する意見について」御説明いたします。

本件は、令和3年3月31日をもって指定管理期間が満了いたします気仙沼市面瀬地域ふれあいセンターの指定管理者について令和3年1月27日付けで専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

2ページは専決処分書であります。3ページを御覧願います、指定管理の概要で御説明いたします。

指定いたします団体は面瀬地域ふれあいセンター管理運営委員会で、現在の指定管理者であり指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。

事業計画の概要でございますが、管理業務の内容の運営方針は「地域住民の自発的な活動を通じ、豊かで潤いのある地域社会の形成を図るとともに、社会教育法第20条の目的達成のための事業を行う」こととしております。

また、4ページ以降に、収支計画、施設の概要、位置図、平面図を記載しておりますので参照願います。

以上のおりでありますので、よろしく願いいたします。

○小山教育長

只今の説明に対し、御質問等ございませんか。

○小山教育長

質問等がないようですので、専決処分報告第1号「気仙沼市面瀬地域ふれあいセンターの指定管理者の指定に対する意見について」承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○小山教育長

それでは、専決処分報告第1号は原案のとおり承認するものとします。

○小山教育長

次に、専決処分報告第2号「気仙沼市総合体育館の指定管理者の指定に対する意見について」事務局の説明を求めます。

○事務局（参事兼生涯学習課長）

議案書8ページを御覧願います。専決処分報告第2号「気仙沼市総合体育館の指定管理者の指定に対する意見について」御説明いたします。

本件は、令和3年3月31日をもって指定管理期間が満了いたします気仙沼市総合体育館の指定管理者について令和3年1月27日付けで専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

9ページは専決処分書であります。10ページを御覧願います、指定管理の概要で御説明いたします。

指定いたします団体は一般社団法人気仙沼市体育協会であり、現在の指定管理者であり、指定期間は令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間であります。

事業計画の概要でございますが、管理業務の内容の運営方針は「体育・スポーツの振興及び普及を図り、市民の心身の健全な発達と地域文化の発展に資するため、適正な施設の管理運営に努めるとともに、各種スポーツ事業を展開する」こととしております。

また、11ページ以降に、収支計画、施設の概要、位置図、平面図を記載しておりますので参照願います。

以上のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

○小山教育長

只今の説明に対し、御質問等ございませんか。

○小山教育長

質問等がないようですので、専決処分報告第2号「気仙沼市総合体育館の指定管理者の指定に対する意見について」承認することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○小山教育長

それでは、専決処分報告第2号は原案のとおり承認するものとします。

○小山教育長

次に、専決処分報告第3号「気仙沼市八瀬地域郷土文化保存伝承館の指定管理者の指定に対する意見について」事務局の説明を求めます。

○事務局（参事兼生涯学習課長）

議案書 16 ページを御覧願います。専決処分報告第 3 号「気仙沼市八瀬地域郷土文化保存伝承館の指定管理者の指定に対する意見について」御説明いたします。

本件は、令和 3 年 3 月 31 日をもって指定管理期間が満了いたします気仙沼市八瀬地域郷土文化保存伝承館の指定管理者について令和 3 年 1 月 27 日付けで専決処分したもので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

17 ページは専決処分書であります。18 ページを御覧願います、指定管理の概要で御説明いたします。

指定いたします団体は気仙沼市八瀬地域郷土文化保存伝承館管理運営委員会で、現在の指定管理者であり指定期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

事業計画の概要でございますが、管理業務の内容の運営方針は「八瀬地域の郷土文化の保存と継承を図り、併せて人間性豊かな地域社会の形成に資するため、適正な施設の管理運営を行うとともに、地域振興の活性化に努める」こととしております。

また、19 ページ以降、収支計画、施設の概要、位置図、平面図を記載しておりますので参照願います。

以上のとおりでありますので、よろしく御願いたします。

○小山教育長

只今の説明に対し、御質問等ございませんか。

○菅野潔委員

専決報告のあった 3 件どれにも共通することですが、これまでの 5 年間と内容が大きく変わった点などあるか確認したいと思います。

○事務局（参事兼生涯学習課長）

面瀬地域ふれあいセンターは変更ありません。総合体育館については、議案書 11 ページ、収支計画の中で委託料 1,400 万円を追加しています。理由は、これまで消防用設備点検や体育館各種器具点検など教育委員会で進めてきましたが、来年度からはそれらの管理事務についても、指定管理者側で行っていただくようその部分を上乘せしています。

八瀬伝承館については、変更はありません。

○小山教育長

その他、よろしいでしょうか。

○小山教育長

他にないようですので、専決処分報告第 3 号「気仙沼市八瀬地域郷土文化保存伝承館の指定管理者の指定に対する意見について」承認することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○小山教育長

それでは、専決処分報告第3号は原案のとおり承認するものとします。

○小山教育長

次に、専決処分報告第4号「令和2年度気仙沼市一般会計教育費等2月補正予算案に対する意見について」事務局の説明を求めます。

○事務局（教育総務課長）

議案書23ページを御覧願います。専決処分報告第4号「令和2年度気仙沼市一般会計教育費等2月補正予算案に対する意見」について御説明いたします。

本案は、第116回市議会定例会に提案いたしました令和2年度気仙沼市一般会計教育費等2月補正予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められたもので、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、異議のない旨を申し出ることについて令和3年1月27日付けで専決処分し、同条第2項の規定により報告するものであります。

24ページは専決処分書であります。

25ページからの教育費等2月補正予算案の内容について、はじめに歳出から御説明いたしますが、今回の補正予算案については、主に今年度の事業費の確定見込みによる減額補正で、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の縮小などであります。

議案書29ページを御覧願います。

10款 教育費，1項 教育総務費，2目 事務局費では、奨学制度に関する経費，通学に関する経費，その他の補助金・負担金，一般行政経費，合計で3,206万4千円の減額で，主にスクールバスの減額であり，契約方法の見直しによるものであります。

3目 教育研究指導奨励費は2,355万8千円の減額で，主な理由は感染症拡大状況により，ALTが着任することができなかったことによる当該人件費などであります。

2項 小学校費，1目 学校管理費は395万7千円の減額で，主なものはコロナ禍によりプールを開設できなかったため，プール監視員に係る経費であります。

2目 教育振興費については760万4千円の減額で，主に，教育用コンピュータ更新の事業費確定見込みなどによるものです。

3項 中学校費，1目 学校管理費は149万8千円の減額，2目 教育振興費については1,268万円の減額で，小学校費と同様の理由によるものです。

4項 幼稚園費，1目 幼稚園費については，別冊の予算説明資料の2ページも併せて御覧願います。

上段の私立幼稚園支援事業については，私立幼稚園に対する施設型給付費を2,000万円，下段の施設等利用給付事業については，私立幼稚園の預かり保育利用認定対象者に対する施設等利用給付費450万円を，事業費執行見込みにより減額するものであります。

議案書に戻ります。5項 社会教育費，2目 公民館費は2,128万9千円の減額で，主に新月公民館整備事業の事業費確定見込みよりするものです。

5目 文化振興費は289万5千円の減額で，別冊資料3ページ上段を御覧願います。

文化振興事業について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から子ども芸術劇場を中止したため、当該予算を434万8千円減額するものです。

議案書に戻ります。広域行政事務組合に関する経費については、リアスアーク美術館に係る負担金について、145万3千円追加計上するものです。

6目 市民会館費は249万5千円の減額で、大ホール舞台吊物設備等改修工事の事業費確定見込み等によるものです。

7目 はまなすの館費は357万8千円を減額するもので、別冊資料3ページ下段も併せて御覧願います。

はまなすの館の運営・維持管理経費について、感染症拡大防止の観点から自主事業を中止したことによるものです。

議案書に戻ります。6項 保健体育費、1目 保健体育総務費については、1,252万2千円の減額で、別冊資料4ページ上段を御覧願います。

スポーツ推進事業については、全地区で中止になった市民運動会と、つばきマラソン中止による市体育協会への運営補助金、あわせて374万6千円減額するものです。

議案書に戻ります。社会体育施設整備事業については、市営テニスコート復旧・整備事業が完了し、事業費が確定したことから877万6千円を減額するものです。

2目 学校施設開放事業費は109万6千円減額で、別冊説明資料4ページ下段に掲載しておりますが、感染症拡大対策として施設開放を一時中止したことなどによるものです。

4目 学校給食費は1,692万円の減額で、執行見込によりものです。

以上、歳出予算であります。教育委員会所管歳出合計額について補正前の予算額62億1,615万2千円から1億6,665万6千円を減額し、歳出合計を60億4,949万6千円とするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。議案書25ページにお戻り願います。

14款 使用料及び手数料、1項 使用料、7目 教育費使用料、4節 はまなすの館使用料を50万円の減額。15款 国庫支出金、1項 国庫負担金、3目 教育費国庫負担金、1節 幼稚園費負担金では、子どものための教育・保育給付交付金720万円、子育てのための施設等利用給付交付金225万円、あわせて945万円の減額です。

2項 国庫補助金、7目 教育費国庫補助金、1節 修学支援費補助金は、へき地児童生徒援助費等補助金を696万6千円の減額、2節 小中学校費補助金は、就学奨励費補助金を35万9千円の減額です。

16款 県支出金、1項 県負担金、4目 教育費県負担金、1節 幼稚園費負担金では、子どものための教育・保育給付費負担金384万円、子育てのための施設等利用給付県負担金112万5千円、あわせて496万5千円の減額です。

2項 県補助金、9目 教育費県補助金、1節 小中学校費補助金では、宮城県被災児童生徒就学支援事業費補助金670万円、教育支援体制整備事業費補助金1,370万8千円、あわせて2,040万8千円の減額。

2節 幼稚園費補助金は、宮城県施設型給付費等補助金を256万円減額するものです。

19款 繰入金、1項 基金繰入金、12目 奨学資金貸付基金繰入金、1節 奨学資金貸付基金繰入金を278万4千円の減額。13目 教育施設整備基金繰入金、1節 教育施設整備

基金繰入金については、301万6千円追加計上するものです。

21款 諸収入，3項 貸付金元利収入，14目 奨学金償還金，1節 奨学金償還金については231万8千円を追加計上するものです。

5項 雑入，1目 雑入，1節 社会教育文化事業収入は、はまなすホール自主事業収入20万円の減額，2節 学校給食費は800万円の減額。

3節 雑入は1,214万6千円の減額で、内訳は、社会教育施設コピー使用料外で22万4千円，海洋教育パイオニアスクールプログラム助成金315万円，スポーツ振興くじ助成金877万2千円をそれぞれ減額するものです。

22款 市債，1項 市債，8目 教育債，2節 社会教育施設整備事業債は、新月公民館整備事業1,670万円，市民会館改修事業200万円，あわせて1,870万円の減額。3節 過疎地域自立促進特別事業債で1,670万円を減額するものです。

また、地方交付税等一般財源を6,825万2千円減額し、教育委員会所管歳入予算合計額を、補正前の予算額62億1,615万2千円から1億6,665万6千円を減額し、歳出合計と同額の60億4,949万6千円とするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

○小山教育長

只今の説明に対し、御質問等ございませんか。

○熊谷千寿委員

29ページの外国語指導事業について、ALTの先生が着任できなかったとのことですが、今後の予定等を教えてください。

○事務局（学校教育課長）

感染症の状況により、来日が二転三転したところです。本人も、JETプログラムの方も来日許可が下りれば直ぐ来日するとのこと調整していますが、現時点では目処が立っていません。よって、当初の予定より1名少ない状況です。

○小山教育長

その他、よろしいでしょうか。

○小山教育長

他にないようですので、専決処分報告第4号「令和2年度気仙沼市一般会計教育費等2月補正予算案に対する意見について」承認することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○小山教育長

それでは、専決処分報告第4号は原案のとおり承認するものとします。

○小山教育長

次に、専決処分報告第5号「気仙沼市立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例制定に対する意見について」事務局の説明を求めます。

○事務局（学校教育課長）

議案書32ページを御覧願います。

専決処分報告第5号「気仙沼市立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例制定に対する意見」について御説明いたします。

本案は、第116回市議会定例会に提案いたしました、気仙沼市立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例制定について市長から意見を求められたもので、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、異議のない旨を申し出ることについて令和3年1月26日付けで専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議案書33ページは専決処分書で、34ページは改正文「気仙沼市立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例（案）」であります。

現在、幼稚園授業料は、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化により無償となっておりますが、預かり保育料については1日あたり450円が無償となっております。

現行では、市立幼稚園の預かり保育料は月額5,000円であり、月内の預かり保育利用日数に450円を乗じた額と月額5,000円を比較して小さい額が無償となるため、利用日数が12日より少ない場合は、預かり保育利用料の一部が無償とならず保護者の負担が発生しています。

このことから、子育て世代の経済的な負担等の軽減を図るため、預かり保育料の料金体系を見直し、所要の改正を行うものであります。

議案書35ページを御覧願います、新旧対照表により御説明を申し上げます。下線部分が改正点であります。右側が現行で左側が改正案です。

表中の右側現行にある第2条中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額」を「日額450円」に改め、同条各号を削ります。

第3条第1項中「預かり保育に係るものにあつては当月分を、一時預かり保育に係るものにあつては」を削ります。また、第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を削り、第7条を第5条にとします。

議案書34ページにお戻り願います。

附則であります。施行期日であります。この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上でありますので、よろしく願いいたします。

○小山教育長

只今の説明に対し、御質問等ございませんか。

○小山教育長

質問がないようですので、専決処分報告第5号「気仙沼市立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例制定に対する意見について」承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○小山教育長

それでは、専決処分報告第5号は原案のとおり承認するものとします。

○小山教育長

次に、専決処分報告第6号「気仙沼市立公民館条例の一部を改正する条例制定に対する意見について」事務局の説明を求めます。

○事務局（参事兼生涯学習課長）

議案書の36ページを御覧願います。専決処分報告第6号「気仙沼市立公民館条例の一部を改正する条例制定に対する意見について」御説明申し上げます。

本件は、市議会2月定例会に提案した教育関係の条例案について、令和3年1月27日付けで専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

今回の改正は、新月公民館の移転新築に伴い、その位置及び使用料について、所要の改正を行うものであります。

37ページは専決処分書で、38ページは改正する条例案であります。

39ページを御覧願います。新旧対照表で御説明申し上げます、下線部分が改正点であります。

別表第1は公民館の名称、位置及び対象区域について規定するもので、新月公民館の位置を「切通100番地」に改めるものであります。

別表第3は使用料について規定するもので、「1 基本料金」の表中、新月公民館の使用料を、他の公民館の同規模の部屋の使用料を踏まえ、記載のとおり改めるものであります。

38ページにお戻り願います。附則であります。第1項は施行期日を本年6月1日とするもので、第2項は使用料に係る経過措置であります。

第3項は、気仙沼市公告式条例の一部改正であります。

40ページを御覧願います。新旧対照表で御説明申し上げます。下線部分が改正点であります。現在の新月公民館敷地内に設置されている掲示場を、新たな新月公民館の敷地内に移設することから、第2条第2項の表において、新月掲示場の位置を「切通100番地」に改めるものであります。

以上のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

○小山教育長

只今の説明に対し、御質問等ございませんか。

○小山教育長

質問がないようですので、専決処分報告第6号「気仙沼市立公民館条例の一部を改正する条例制定に対する意見について」承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○小山教育長

それでは、専決処分報告第6号は原案のとおり承認するものとします。

○小山教育長

次に、専決処分報告第7号「気仙沼市体育施設条例の一部を改正する条例制定に対する意見について」事務局の説明を求めます。

○事務局（参事兼生涯学習課長）

議案書の41ページを御覧願います。専決処分報告第7号「気仙沼市体育施設条例の一部を改正する条例制定に対する意見について」御説明申し上げます。

本件は、市議会2月定例会に提案した教育関係の条例案について令和3年1月27日付けで専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

今回の改正は、市営野球場が昨年9月に、市営テニスコートが昨年11月に復旧・供用を開始しておりますが、震災前、両施設に置いていた管理人を今後は置かないこととし、また、市営テニスコートにweb予約システムを導入することに伴い、所要の改正を行うものであります。

42ページは専決処分書で、43ページは改正する条例案であります。

44ページを御覧願います、新旧対照表で御説明申し上げます。下線部分が改正点であります。

職員に関して規定している第4条を削り、第5条から第8条までを1条ずつ繰り上げ、条の繰り上げにより生じる第9条第1項中「第7条第1項」を「第6条第1項」に、「第7条第2項」を「第6条第2項」に改め、第9条についても1条繰り上げ、第8条とするものであります。

また、使用料について規定している第10条について、現行では前納しなければならないとしておりますが、web予約システムの導入に伴いクレジットカードやコンビニ納付等による決済を予定しており、決済方法によっては前納することができない場合も想定されるため後納を認める規定を加えるとともに、第10条から第14条までを1条ずつ繰り上げるものであります。

43ページにお戻り願います。附則でございますが、この条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

○小山教育長

只今の説明に対し、御質問等ございませんか。

○小山教育長

質問がないようですので、専決処分報告第7号「気仙沼市体育施設条例の一部を改正する条例制定に対する意見について」承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○小山教育長

それでは、専決処分報告第7号は原案のとおり承認するものとします。

○小山教育長

次に、専決処分報告第8号「気仙沼市運動広場条例の一部を改正する条例制定に対する意見について」事務局の説明を求めます。

○事務局（参事兼生涯学習課長）

議案書の46ページを御覧願います。

専決処分報告第8号「気仙沼市運動広場条例の一部を改正する条例制定に対する意見について」御説明申し上げます。

本件は、市議会2月定例会に提案した教育関係の条例案について、令和3年1月27日付けで専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

今回の改正は、鹿折みどりのふれあい広場の移転整備に伴い、その名称及び位置について規定するものです。

47ページは専決処分書で、48ページは改正する条例案であります。

49ページを御覧願います。新旧対照表で御説明申し上げます、下線部分が改正点であります。

第2条の表において、「大島みどりのふれあい広場」の項の前に「鹿折みどりのふれあい広場」の項を加え、その位置を「気仙沼市東中才336番地2」とするものであります。

48ページにお戻り願います。附則であります。この条例は令和3年6月1日から施行するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

○小山教育長

只今の説明に対し、御質問等ございませんか。

○小山教育長

質問がないようですので、専決処分報告第8号「気仙沼市運動広場条例の一部を改正する条例制定に対する意見について」承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○小山教育長

それでは、専決処分報告第8号は原案のとおり承認するものとします。

○小山教育長

次に、専決処分報告第9号「気仙沼市教育サポートセンター条例制定に対する意見について」事務局の説明を求めます。

○事務局（学校教育課長）

議案書50ページを御覧願います。専決処分報告第9号「気仙沼市教育サポートセンター条例制定に対する意見」について御説明いたします。

本案は、市内小・中学校において不登校出現率が高まっていることから、これまでの「気仙沼子どもの心のケアハウス」、「気仙沼市青少年育成支援センター」、「宮城県緊急スクールカウンセラー等活用事業」の組織を一体化し、一層効果的な不登校児童生徒等への支援を行う「気仙沼市教育サポートセンター」を設置するに当たり、所要の条例の制定するものであります。併せて、気仙沼市青少年育成支援センター条例を廃止するものであります。

今回、第116回市議会定例会に提案いたしました、気仙沼市教育サポートセンター条例制定について市長から意見を求められたもので、教育委員会を開催する時間的余裕がなかったため、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、異議のない旨を申し出ることについて令和3年1月26日付けで専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議案書51ページは専決処分書で、議案書52ページからは「気仙沼市教育サポートセンター条例（案）」であります。

第1条は、気仙沼市教育サポートセンターを気仙沼市魚市場前1番1号に設置する旨、規定するものであります。

第2条は管理及び運営についてであり、センターの管理及び運営は気仙沼市教育委員会が行う旨を規定しております。

第3条は休所日について、第4条は開所時間について規定するものであります。

第5条は業務についてであります。センターは、第1条の目的を達成するため、業務を行う旨規定するものであります。

第6条は職員について規定するものであります。

第7条は委任規定であります。

最後に附則であります。附則第1項は、本条例の施行期日を令和3年4月1日からとするものであります。

附則第2項は、気仙沼子どもの心のケアハウスと気仙沼市青少年育成支援センターを一本化するため、気仙沼市青少年育成支援センター条例の廃止するものであります。

附則第3項は、気仙沼市青少年育成支援センター条例の廃止に伴う経過措置に関する規定であります。

附則第4項は、この条例の制定に伴い、気仙沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

54ページをお開き願います。附則第2項及び附則第3項関係で改正される条例の新旧対照表であり、下線部分が改正点であります。附則第4項は、この条例の制定に伴い、関

連する条例の一部を改正するものであります。

以上のおりでありますので、よろしく願いいたします。

○小山教育長

只今の説明に対し、御質問等ございませんか。

○熊谷千寿委員

前回質問していた宮城県の教職員の離職率について自分でも調べてみましたが、全国との差や違いは、ほとんど無いようでした。児童生徒の不登校に教職員の離職等が影響しているのではと気になったことからの質問でした。

○事務局（学校教育課長）

教諭の業務等は増えている状況ですが、サポートセンターで期待される機能の一つとして、相談機能の強化が挙げられます。担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど一元化し、そこにサポートセンターがしっかり関わり対処していくこととしています。

○熊谷正子委員

気仙沼市教育サポートセンターとして3つの組織を一元化し、機能強化を図っていくということで、不登校が全国的にも問題になっているところ、大切な取り組みであり大変期待するところです。

予算案にも関連しますが、機能強化の効果と、青少年支援室も一緒になり不登校に特化される形にはなりますが、実際のところしっかりと職員が配置されるか、また、これまで行ってきたことがこれまでどおり行えるのか伺います。

○事務局（学校教育課副参事）

人力的にはこれまでと変わりはなく、現在の青少年支援センターで行っていた業務も変わりはありません。

○小山教育長

人力的には増えているわけではありませんが、内訳は変わっています。

「教育相談・カウンセリング室」はこれまではありませんでしたが、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーをそれぞれ別事業として各校に配置していたため繋がりが十分とは言い切れないとの反省がありました。それを、教育相談・カウンセリング室として、ある意味、センターのメイン機能を担う室としています。

訪問支援室については、心のケアハウスにおいて学習サポーターを派遣するという形で学校での別室登校の支援を行っており、訪問支援室の働きの最低限のことは今年度までも行っていました。その学習サポーターと教育相談カウンセリングとの繋がりが十分とは言えませんでした。

更に、来所者支援室については、けやき教室ですが、来所者に対する適応指導等を行ってきましたが、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携が十分とは言えませんでした。

青少年支援室については、青少年指導員によって街頭指導等での健全育成を図る業務と学校教育段階以上の年代の方々に対しての相談の一次窓口を為していたわけですが、そちらについても教育相談カウンセリング室と連携することにより相談機能の充実が図られることとなります。

よって、これら4つの室の横のつながりの部分が重要で、機能強化が図られることとなります。更に、今までは事業が全部バラバラだったため、事業毎に学校への支援者を固定的に配置してきたところですが、今後はセンターへ所属する職員として、各校の状況を見ながらメリハリを付けた支援を図ることが可能になり、重層的な改善が見込めます。当然、これらの機能を果たしていくためには、まとめ役、調整役が必要なことから、教育委員会内の課長が兼務する所長の下に、実質的な所長であり管理的業務を行う主任運営員を置き、更に、教育相談・カウンセリング室が肝の部分になることから、運営員として実質の室長を置き、集中配置した職員の派遣について調整役を担っていただきます。

数では変化はありませんが、中身的には大きな変更が図られると考えています。

○熊谷正子委員

連携強化されることに納得しました。

是非、愛称や運営内容など、親しまれるような運営をお願いします。

○小山教育長

愛称については、今後、募集なども考えていきます。

また、場所について、教育委員会の建物内は敷居が高く、通いやすさの面から適当ではないとの意見もありましたが、説明したとおり、かなりの連絡調整等が必要になることから、初年度に教育委員会から離れた場所で機能を充実させていくことはリスクが高いと判断し、来年度については同じ場所に置くこととしたところです。

○菅野潔委員

他市町村で、同様の事例などがあれば教えてください。

○事務局（学校教育課長）

不登校関係については、今まで適応指導教室などがありましたが、文科省から教育支援センター化するよう方針が出されたところです。

それに対し、本市では趣旨を受け止め、このように一元化すると決断し、進めているところです。

○小山教育長

県教委とは相談しながら進めていますが、県の担当課からは、県内第1号の例である

と話されており、先ほど課長が説明いたしました支援センター化を具体的に進めている他市町村は無いと聞いています。ただ、全国的には不登校の特例校や校内のフリースクール的な教室をつくるなどの取り組みがあるようです。

センターについても取り組みは始めているとは思いますが、具体的にモデルとしたような市町村はありません。

○小山教育長

その他、よろしいでしょうか。

○小山教育長

他にないようですので、専決処分報告第9号「気仙沼市教育サポートセンター条例制定に対する意見について」承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○小山教育長

それでは、専決処分報告第9号は原案のとおり承認するものとします。

○小山教育長

次に、専決処分報告第10号「令和3年度気仙沼市一般会計教育費等予算案に対する意見について」事務局の説明を求めます。

○事務局（教育総務課長）

議案書 55 ページを御覧願います。

専決処分報告第10号「令和3年度気仙沼市一般会計教育費等予算案に対する意見」について御説明いたします。

本案は、市議会2月定例会に提案した教育関係予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められたものですが、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、異議のない旨申し出ることに関し令和3年1月27日付けで専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次のページは専決処分書であります。議案書57ページ以降からの教育費等予算案の内容について御説明申し上げますが、別冊の予算説明資料も併せて御覧願います。

はじめに、歳出から御説明いたします、議案書の61ページを御覧願います。

2款 総務費、1項 総務管理費、17目 国際交流等推進事業費 87万円は、国際交流推進事業並びに国内交流事業に係る費用であります。

21目 諸費2万円は、国県補助金返還金であります。

10款 教育費、1項 教育総務費、1目 教育委員会費 229万6千円は、教育委員関係経費並びに教育功績者表彰関係経費であります。

2目 事務局費 1億3,523万3千円は、教育委員会事務局運営費、スクールバス運行業

務外通学経費，旧学校施設維持管理経費，奨学金貸付事業，学校運営関係経費，その他の補助金・負担金，学校運営協議会経費，学校教育の在り方検討会議経費であります。

3目 教育研究指導奨励費 2億 333万 4千円は，学力向上・学習支援関係や外国語指導関係等の経費であります。

別にお配りしております予算説明資料の6ページ，7ページを御覧願います。

6ページは，2目 事務局費のスクールバス運行業務，7ページ上段に学校運営協議会関連経費を掲載しております。

学校運営協議会については，来年度は新たに1校を加え，4校で実施してまいります。

7ページ下段は，3目 教育研究指導奨励費の学力向上・学習支援事業の探究学習支援業務について掲載しております。

議案書に戻ります。4目 教育サポートセンター費 3,581万 2千円は，新たに設定した科目で，先ほどの専決処分報告第9号で御報告いたしました気仙沼市教育サポートセンターの運営に係る経費であり，内容については別冊の予算説明資料の8ページに掲載しております。

議案書に戻ります。次の青少年育成支援センター費につきましては，科目を廃止いたします。

2項 小学校費，1目 学校管理費 1億 2,987万 6千円は学校運営経費と一般行政経費であります。

2目 教育振興費 1億 414万円は，教育振興経費，就学援助事業，一般行政経費であり，別冊予算説明資料9ページに，教育振興事業として市立小中学校オンライン学習環境整備事業について掲載しております。

議案書に戻ります。3目 学校等設備整備費 2,854万 6千円は，学校施設維持管理経費，学校施設整備に係る費用であり，学校施設整備について別冊予算説明資料10ページ上段が小学校施設改修工事，下段が中学校施設改修工事について記載しております。

議案書に戻ります。3項 中学校費，1目 学校管理費 9,039万 6千円は，学校運営経費と一般行政経費であります。

2目 教育振興費 1億 460万 3千円は，教育振興経費，就学援助事業，一般行政経費であります。

3目 学校等設備整備費 1,948万円は，学校施設維持管理の経費と学校施設整備にかかる経費です。

4項 幼稚園費，1目 幼稚園費 3億 8,465万 8千円は，市立幼稚園関係経費，私立幼稚園支援事業，幼児教育推進整備体制構築事業，施設等利用給付事業，一般行政経費であります。

5項 社会教育費，1目 社会教育総務費 617万 8千円は，社会教育関係経費と地域学校協働活動推進事業に係る経費であります。

2目 公民館費 1億 7,334万 8千円は，公民館運営・維持管理経費と気仙沼中央公民館整備事業です。

別冊予算説明資料11ページに，公民館の運営・維持管理に関する経費として公民館の照明設備のリースによるLED化についてについて，12ページ，13ページには，気仙沼中

央公民館整備事業の内容と平面図を掲載しております。

議案書に戻ります、3目 図書館費 4,434万1千円は、図書館運営・維持管理経費であります。

4目 文化財保護費 1,369万6千円は、文化財保護に関する経費、埋蔵文化財調査事業に係る経費であります。

別冊予算説明資料14ページ上段に、文化財保護に関する経費として、県指定天然記念物「下二本杉（しもにほんすぎ）」保全事業を掲載しております。

議案書に戻ります。5目 文化振興費 1億1,059万1千円は、文化振興事業に係る経費と広域行政事務組合教育費負担金であります。

6目 市民会館費 2,463万6千円は、市民会館運営・維持管理経費であります。

7目 はまなすの館費 5,756万3千円は、はまなすの館運営・維持管理経費であります。別冊予算説明資料、14ページ下段に、施設整備事業として、はまなすの館 子ども広場等整備工事の内容と、15ページに平面図を掲載しております。

議案書に戻ります。6項 保健体育費、1目 保健体育総務費 2,109万2千円は、スポーツ推進事業と施設維持管理の経費であり、別冊予算説明資料16ページ上段に、施設の維持管理に関する経費として乗用草刈機用集草機の購入を掲載しております。

議案書に戻ります。2目 学校施設開放事業費 753万9千円は、学校施設開放事業に係る経費であります。

3目 総合体育館費 1億737万円は、施設維持管理と施設整備事業であり、別冊予算説明資料16ページ下段に、施設整備事業、総合体育館排煙窓改修工事を掲載しております。

議案書に戻ります。4目 学校給食費 5億2,320万4千円は、学校給食運営・維持管理経費であります。

以上が歳出予算の内容であり、合計を23億2,882万2千円とするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。議案書57ページにお戻り願います。

13款 分担金及び負担金、2項 負担金、3目 教育費負担金 137万4千円は、独立行政法人日本スポーツ振興センター負担金であります。

14款 使用料及び手数料、1項 使用料、1目 総務使用料 123万4円は、教育施設への自販機設置等に係る行政財産使用料であります。

7目 教育使用料 1,846万8千円は、幼稚園授業料のほか、公民館等の社会教育施設に係る使用料であります。

15款 国庫支出金、1項 国庫負担金、3目 教育費国庫負担金 1億3,166万3千円は、私立幼稚園費負担金であります。

2項 国庫補助金、5目 教育費国庫補助金 2,372万1千円は、スクールバス運行業務等に係る、へき地児童生徒援助費等補助金のほか、小中学校関係、幼稚園関係、文化財保護関係に係る国庫補助金であります。

16款 県支出金、1項 県負担金、4目 教育費県負担金 6,583万1千円は、幼稚園費負担金であります。

2項 県補助金、3目 衛生費県補助金 200万円は、学校照明LED化に対する、みやぎ環境交付金であります。

9目 教育費県補助金 8,316万3千円は、小中学校関係、幼稚園関係、社会教育関係に係る県補助金であります。

3目 県委託金、1目 総務費県委託金 13万5千円は、人権啓発活動委託金であります。

3目 教育費県委託金 1,084万5千円は、宮城県スクールソーシャルワーカー活動事業等の委託金であります。

17款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入 73万3千円は、旧学校施設の土地・建物の貸付収入であります。

2目 利子及び配当金 1万3千円は、奨学資金貸付基金ほか、各基金利子であります。

19款 繰入金、1項 基金繰入金 851万4千円については、国際交流等推進事業基金と奨学資金貸付基金からの繰入です。なお、東日本大震災復興交付金事業基金繰入金、教育施設整備基金からの繰入はありません。

21款 諸収入、3項 貸付金元利収入、13目 奨学金償還金が 796万円、5項 雑入、1目 雑入 3億2,164万8千円は、はまなすホール自主事業収入、学校給食費、教育施設自動販売機電気使用料等の雑入であります。

22款 市債、1項 市債、7目 教育債 9,590万円は、はまなすの館 子ども広場整備などの社会教育施設整備事業に係る市債であります。

これらのほか、教育関係の歳入予算に地方交付税等一般財源として 15億5,562万円を充て、令和3年度気仙沼市一般会計教育費等の歳入予算合計を、歳出合計と同額の 23億2,882万2千円とするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

○小山教育長

只今の説明に対し、御質問等ございませんか。

○熊谷清子委員

はまなすの館費の子ども広場についてですが、廃止されるなどして公園が少なくなっていますが、皆さんが集える場所として整備されることは良かったと思っています。

その中で、既存のトイレが解体・撤去されるようですが、その場所が往来可能な通路になるのか、植栽などされるのか、どのような状況になるのか教えてください。

また、本吉体育館の改修事業について、内容を教えてください。

○事務局（参事兼生涯学習課長）

はまなすの館の子ども広場には木製遊具が設置されていましたが、老朽化によって数年前に撤去され、そのままになっていましたが、遊具の再設置の要望があり、地域の自治会や子育て世代の意見を聞きながら今回の整備内容を固めてきたところです。

その中で、既設のトイレは大きいものですが、トイレの前に健康福祉センターが建設されたことによって建物の陰になり、「非常に薄暗く怖い」、「たまり場になっている」などの意見も出され、撤去の強い要望があったところです。それを受け、付近には はま

なすの館や本吉公民館もあるので、小さな水洗のトイレを設置することといたしました。撤去後の場所は広場の一部として使用いただきます。

本吉体育館の改修内容については、卓球場の床がささくれ立って危険なため、床を改修するものです。

○小山教育長

その他、よろしいでしょうか。

○小山教育長

他にないようですので、専決処分報告第10号「令和3年度気仙沼市一般会計教育費等予算案に対する意見について」承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○小山教育長

それでは、専決処分報告第10号は原案のとおり承認するものとします。

(5) 教育長一般事務報告

○小山教育長

次に、教育長一般事務報告に移ります

教育長一般事務報告第1号「令和2年『あなたが選ぶ気仙沼市の五大ニュース』審査結果について」をお願いします。

○事務局（教育総務課長）

議案書の63ページを御覧願います。

教育長一般事務報告第1号「令和2年『あなたが選ぶ気仙沼市の五大ニュース』審査結果について」報告いたします。

本事業は、市教育委員会と市立公民館が主催し、本市における1年の出来事を振り返りながら市民の投票で五大ニュースを選び、地域社会における市政への関心を高め、気仙沼市の発展やまちづくりに資することを目的に昭和22年から実施している事業であります。

今回、1月27日に審査会を開催して抽選により記載の8人を入賞者とし、表彰式を2月9日に予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今回は中止したところであります。

第1位は、「NHKの「おかえりモネ」の舞台に決まる」ということで、僅差でコロナウイルスの関係を抑えて明るいニュースが1位になり、安堵しているところです。

以上のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

○小山教育長

教育長一般事務報告第1号に対して、御質問等ございませんか。

○小山教育長

以上で、教育長一般事務報告を終了いたします。

(6) その他

○小山教育長

次にその他に入ります。

○事務局

次回教育委員会定例会の開催について

3月17日(水) 14時 教育委員会会議室

(7) 閉会 16時35分

○小山教育長

以上をもちまして、2月の教育委員会定例会を閉会いたします。

議事録作成者 教育総務課課長補佐兼総務係長 村上 明

議事録の正当なるを認めます。

令和3年 月 日

議事録署名委員

教育委員

教育委員